

若年者雇用対策

概要

平成23年度における主な若年者雇用対策

1 新卒者、既卒者の就職支援

平成22年度に「経済危機対応・地域活性化予備費」及び補正予算により倍増した学卒ジョブサポーターを引き続き配置し、以下の支援を実施

学卒ジョブサポーターの活用等

- ◎ 高校・大学等と一体となった就職支援、中小企業とのマッチングの推進
平成22年度に「経済危機対応・地域活性化予備費」及び補正予算により倍増した学卒ジョブサポーターを引き続きハローワークに配置し、求人確保等就職面接会の開催への協力や大学主催の企業説明会等への出張による就職活動の相談等を実施する。
- ◎ 保護者等も含めた在学中からの就職に向けた支援
学校との連携の下、保護者等も含めた在学中からの働く意義や職業生活についての講習、地元企業を活用した高校内企業説明会、関係者への積極的な情報発信等を実施する。

新卒者就職応援本部・新卒応援ハローワークの活用等

- 新卒者就職応援本部・新卒応援ハローワークの活用等
地域の実情を踏まえた効果的な就職支援を実施するため、ハローワーク、地方公共団体、労働界、産業界、学校等の関係者を構成員とする「新卒者就職応援本部」の活用を図り、地域の関係機関等の連携による新卒者・既卒者の就職支援を実施する。
また、新卒者・既卒者専門の「新卒応援ハローワーク」の周知を進め、一層の活用促進を図り、新卒者・既卒者の就職を支援する。

※平成22年度経済危機対応・地域活性化予備費において創設。
平成22年9月24日から平成23年度末まで実施。

- 新卒者就職実現プロジェクト
卒業後3年以内の既卒者の就職を促進するため、「経済危機対応・地域活性化予備費」において「3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金」・「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金（「新卒者就職実現プロジェクト」を創設し、補正予算において積み増しし、平成23年度末まで延長する。
また、補正予算において「既卒者育成支援奨励金」を創設し、長期の育成支援が必要な者への支援を行う。
【奨励金の具体的内容】
 - ・3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金：正規雇用から6か月後に100万円
 - ・3年以内既卒者トライアル雇用奨励金：有期雇用（原則3か月）1人月10万円、正規雇用から3か月後に50万円
 - ・既卒者育成支援奨励金：有期雇用（原則6か月）1人月10万円、そのうちOff-JT期間（3か月）は毎月5万円を上限に実費を上乗せ、正規雇用から3か月後に50万円

2 フリーター等の正規雇用化の推進

- ハローワークにおけるフリーター等の正規雇用化支援
 - ◎ 正規雇用で就職を希望するフリーター等に対して、担当者制による職業相談・職業紹介から職場定着までの一貫した支援を徹底する。
- ジョブカフェにおけるきめ細かな就職支援の実施
- トライアル雇用制度等の助成制度の活用による就職支援
 - 若年者等トライアル雇用（1人月4万円、最大3ヶ月）を活用し、若年者等（40歳未満）の正規雇用への移行を図る。
 - 年長フリーター等を正規雇用で採用する事業主等に対して、若年者等正規雇用化特別奨励金を支給（中小企業1人100万円、大企業1人50万円）により、フリーター等の正規雇用化に向けた一層の取組の推進を図る。

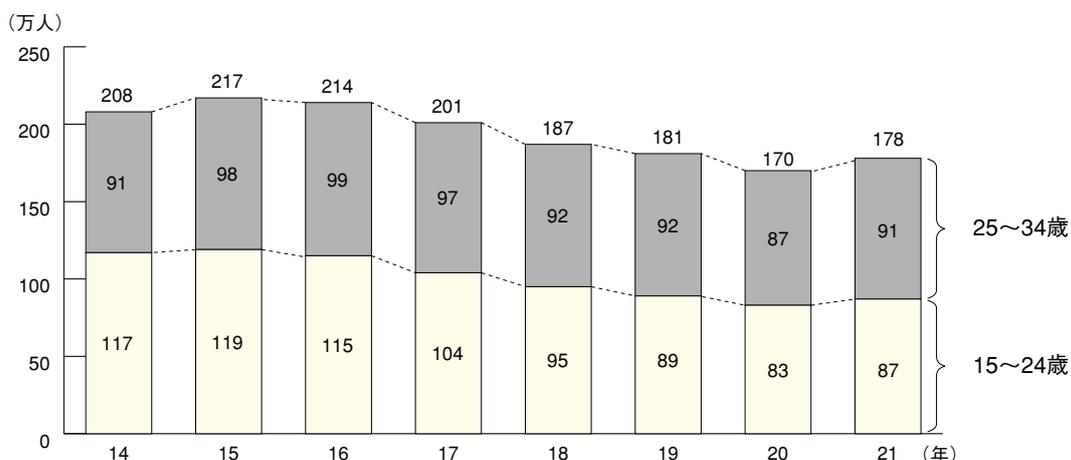
3 ニート等の若者の職業的自立支援の強化

「地域若者のサポートステーション」事業の拡充

- ◎ 地域若者サポートステーション事業について、NPO等を活用し、その設置拠点を拡充（100か所→110か所）するとともに、アウトリーチ（訪問支援）による支援窓口への誘導体制を整備し、ニート等の縮減を図る。

◎=新規、拡充施策 ○=継続施策

詳細データ フリーター数の推移



資料：総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」

（注）フリーターを、年齢は15～34歳と限定し、また、在学者を除く点を明確化するため、男性は卒業者、女性については卒業者で未婚の者のうち、①雇用者のうち勤め先における呼称が「アルバイト」又は「パート」である者、②完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、③非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で家事も通学も就業内定もしていない「その他」の者と定義し、集計している。